ID:　58

担当部署:　企画部 国際文化推進室 公民館

処分の概要	附属設備等使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立公民館設置条例　第8条
例規番号	昭和51年条例第27号

【根拠条文】

（附属設備等使用料）

第8条　公民館の附属設備等の使用者は、別表第2に定める附属設備等使用料を納めなければならない。

別表第2(第8条関係)

附属設備等使用料金表

種別	品名	単位	使用料金(円)	備考
映写装置	液晶プロジェクター	1台	3,050	スクリーンを含む。
	ビデオテープレコーダー・DVDプレーヤー	1台	810	モニターテレビを含む。
音響装置	マイクロホン	1本	810	
	ワイヤレスマイクロホン	1本	810	
	テープレコーダー	1台	810	CDデッキ等を含む。
音楽関係	ピアノ	1台	1,830	
	指揮台	1台	610	
	譜面台	1組	610	(1組15本)
美術・工芸関係	イーゼル	1組	810	画板付(1組15本)
	モデル台	1式	810	
	陶芸窯	1式	1,830	
	電動式ろくろ	1組	810	
	スポットライト	1台	610	美術室に限る。
その他	ロッカー	1区分	910	
	スチール棚	1区分	1,220	
	パーソナルコンピュータ	1台	300	

備考

1　この附属設備等使用料は、全日をもつて1単位とする。ただし、陶芸窯については3日間、ロッカー及びスチール棚については1月をもつて1単位とする。

2　ロッカー及びスチール棚については、登録団体又は指定団体が引き続いて使用する場合は6月先まで前納できる。使用期間に1月未満の端数があるときは1月とする。

3　市外居住者が使用するときは、附属設備等使用料の10割の額を加算する。

4　陶芸窯を使用する場合は、別にガス代の実費を徴収する。

5　ピアノの特別調律については、公民館長の指示に従うこと。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日